

## 告 示

### 埼玉県行田県土整備事務所長告示第三十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和四年十一月八日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県行田県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和四年十一月八日

埼玉県行田県土整備事務所長 酒 井 敦 司

一 道路の種類 県道

二 路線名 北中曾根北大桑線

三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
<p>同市花崎一丁目二五番六地先 で</p>	<p>加須市花崎一丁目二五番七地先 から</p>	<p>区 間</p>
<p>一 二 ・ 〇 一  〽 一 六 ・ 三 六</p>	<p>一 二 ・ 〇 一  〽 一 四 ・ 二 八</p>	<p>敷地の幅員 (メートル)</p>
<p>三 九 ・ 三 〇</p>		<p>延 長  (メートル)</p>
<p>令和二年三月三十一日付け埼玉 県行田県土整備事務所長第七号 で告示した道路区域の変更であ る。</p>		<p>備 考</p>